

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎
被 告 鳥 取 市 長

訴 え 変 更 申 立 書

平成25年10月15日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

頭書事件について、原告は、次のとおり請求の趣旨を追加的に変更する。

第1 請求の趣旨の変更

- 1 訴状記載の請求の趣旨第1項の次に第2項として次のとおり追加し、訴状記載の請求の趣旨第2項を第3項とする。

鳥取市長は平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和対策を理由として固定資産税および都市計画税の一部の減免を受けた者に対し、その減免額と同額の金員の支払いを請求せよ。